

大陸棚の限界の設定に向けた今後の対応方針（案）

平成 20 年 10 月 31 日
総合海洋政策本部決定

1. 「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する大陸棚の限界（平成 20 年 10 月 31 日総合海洋政策本部決定）に関し、大陸棚調査評価・助言会議の評価・助言を得て作成したその詳細及びそれを裏付ける科学的及び技術的データを、海洋法に関する国際連合条約第 76 条第 8 項及び同条約附属書 II 第 4 条に基づき、速やかに「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する。
2. 1. の提出後の、「大陸棚の限界に関する委員会」の審査開始から勧告が出されるまでの間の必要な調整については原則として総合海洋政策本部幹事会に行わせる。